

議案第74号	三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	平成26年4月から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、第3条の学校給食費の徴収額(月額)について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【関係法令】 消費税法第29条(消費税率)、地方税法第72条の82及び第72条の83(地方消費税)</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	